

“民意”と人権について考える

“民意”とは、民の意、すなわち一般市民の意見の集合を意味しています。

内閣府は、3月31日に「社会意識に関する世論調査」の結果を公表しましたが、その調査項目の一つに「国の政策への民意の反映程度」(3.(3))があります。また、住民の意思を調査する方法に「住民投票」があります。わが国では、1996年に、新潟県巻町で条例に基づく最初の住民投票が実施され、その後150を超える住民投票が行われています。最近では、合併問題に関して条例に基づく住民投票が行われることが多くなっています。このように住民投票条例を制定し、地域が直面する重要問題に関して住民の意思を直接問い、自治体の運営に反映させていく機運が高まっています。

住民投票に参加する住民は、当然のことながら、社会が直面する問題や課題を十分理解したうえで、投票による意思表示をしなければなりません。しかし、ここで留意しなければならないことがあります。一つは、今のような情報化社会では、「民意」がマスメディアを通じた世論への影響によって左右されることが一般的な姿になっています。

特に、国政につながる「民意」については、「劇場型政治」といわれるパフォーマンスで市民の気を常に引きつけることによって「民意」をつくり出すという側面を見逃してはならないのです。

二つ目は、投票による意思表示において留意しなければならないのは、多数の民意もあれば少数の民意もあるということです。少数者の人権が民主主義体制でどのように守られるかということです。

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について、平等である」と定めています。しかし、現実には多くの場合、社会的弱者、少数者、社会から疎外されている人々の人権が脅かされていることは否めないところです。世界人権宣言の意とするところは、民主主義では多数決がすべてかというところではない。多数決で決められないことがあるのであって、少数の意見を無視して多数決で押し切ってはならないというのも民主主義なのだといっているのです。

過日、ある市長選で圧倒的多数で選ばれた新市長は、大多数の支持を得たことで、「民意」による政治が民主主義の基本だから公約の実行を堂々と進めると宣言しました。確かに、民主主義のルールは多数決による決定ですので、このことに異議を唱える余地はありません。しかし、「人権は法律を超える」という大原則があります。法律は人権を守るためにあるものであって、法律によって人権が「葬られる」ものであってはならないのです。少数の「民意」を大切にするとともに、公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという憲法15条の2を遵守した市政が行われることを切望したいと思います。

部落差別は、いつごろ、なぜ固められたか

1. いつごろ固められたか

現在、部落の起源をめぐる中世起源説と近世起源説がありますが、いずれの説においても、近世(織田・豊臣政権期から幕末まで)の初めの頃に制度的に固められ、固定化されたという点では共通しています。

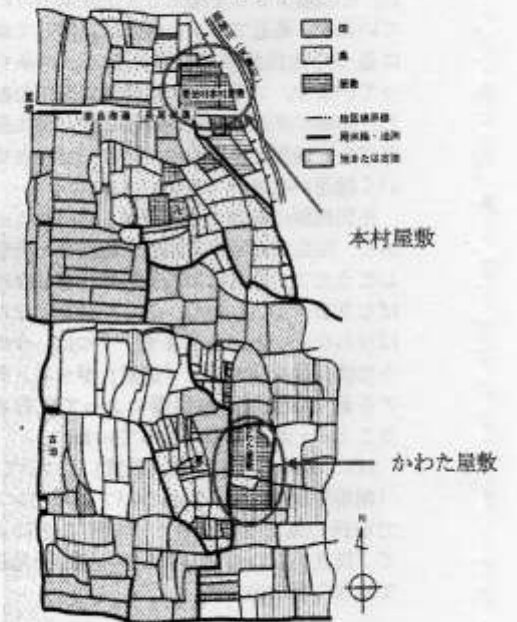
(1) 太閤検地による固定化
豊臣秀吉は、1582(天正10)年、明智光秀を破った直後、山城国で検地を行って以来、天下統一事業の進展に伴って全国各地で検地を実施した。これを太閤検地といいます。検地政策は、豊臣政権の民衆支配・徴税政策の要とされ、そのため検地奉行には石田三成・浅野長政・長束正家らの有力官僚大名が当てられ、厳格に実施されました。

この検地政策は、身分支配政策にも、大きな影響を与えました。この検地帳に「かわた」「さいく」の肩書きをもつ名請人が記されているものが残っています。その多くが被差別部落に結びついていることが報告されています。例えば1594(文禄3)年の「河内国丹北郡忍布郷内更池村御検地帳」には、本村屋敷とは別に「かわた屋敷」が末尾に記されていることや「かわら助五郎」が「かわた屋敷」に居住していたことや、1595(文禄4)年の摂津国川辺郡御願塚村の名寄帳には、本村27人の次に、「かわた」3人が並べられ、そのあとに「あるき」が1人記されていることなどにより、被差別身分名である可能性が高いと考えられ、太閤検地を画期としてその後、数十年の間に「かわた」が被差別身分として制度的に成立したと推察されます。

(1) 文禄3(1594)年常陸国内上河内村の太閤検地帳



(2) 文禄3(1594)年の更池村の耕地



(朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造」 朝倉の水書房より作成)

更に、江戸前期、キリシタン弾圧に関わって、宗門改帳が作成されました。内容的には、村人全員の名前・統稱・年齢・持高が家ごとに記され、彼らがキリシタンではないことを保証した寺院の証印と、帳面に間違いのない旨を確認した村役人の署判が加えられています。

そこに、「かわた」とされた人々は「えた」として、本村の百姓とは別の帳面に記載されるようになっていきました。こうして戸籍上も管理されるようになると、子々孫々にいたるまで、その肩書きから選ばれることができなくなっていったのです。

2. 下剋上の凍結と身分秩序の固定化

それでは、なぜ近世の初めに部落と言うものが、固定されたのか、あるいは制度化されたのでしょうか。

室町時代になると、諸生産力の発展を背景にして惣村や自由都市などの自治組織が発生してきました。これらの自治組織を基盤に、民衆は荘園領主や守護に対して悪代官の罷免や年貢の減免を要求して、一揆を起し始めました（土一揆など）。

しかし、各地域のつながりがなく、結局、戦国大名らによって弾圧されてしまいました。ちょうどこの頃から、一向一揆がおこり始めました。一向一揆とは、一向宗（現在の浄土真宗）の信者の集団が中心となっておこした一揆で、この一揆の強みは、土一揆と違って横のつながりが強かったことです。この一揆は、1465（寛正6）年に近江で始まり、1585（天正13）年に紀伊の太田城の陥落で終わるまで、実に120年間も続いたのです。

学習のページ

それだけに戦国大名たちは、この一向一揆を憎み、徹底的な弾圧を加えました。

織田信長は、1560（永禄3）年、桶狭間の戦いで今川義元を破り、1568（永禄11）年には足利義昭を奉じて宿願の入洛を果たしました。

1570（永禄13）年1月、信長は浄土真宗の本山があった石山退去を迫ったので、本願寺法主の顕如は、全国の門徒に蜂起を促す檄文を送り、10年に及ぶ石山戦争となりました。

本願寺の守りは固く、正面突破をあきらめた信長は、伊勢長島の一揆衆2万人余をだまし討ちにして虐殺しました。

この後、信長の重臣だった前田利家が、信長の命令によって越前の一揆を殲滅しました。『信長公記』によれば3万から4万人が殺されたと言われています。

秀吉は、1582（天正10）年、山城国で検地を実施して以来、全国的に検地を強行しました。このいわゆる太閤検地によって年貢の負担者が明確にされ、確実に年貢が徴収されるようになりますとともに、近世身分制度の根幹をなす兵農分離が推進されることになりました。

関ヶ原の合戦で勝利した徳川家康は、1603（慶長8）年、江戸に幕府を開き、大阪の陣で豊臣氏を滅亡させ、名実ともに、徳川政権が確立しました。政権を維持するために、五人組制度や宗門改制度を設けて民衆把握と統制を行うとともに、身分制度を整備・強化しました。

お知らせ

2012年度総会の開催

2012年度の総会を下記により開催しますので、関係者の皆様のご出席をお願いします。

なお、ご都合により出席できない場合には、忘れずに委任状の提出をお願いします。

記

- 1 日時 2012年5月28日(月)
19時00分から
- 2 場所 海蔵地区市民センター
2階中会議室
- 3 議事 ・2011年度事業実施報告
・2011年度収支決算報告及び会計監査報告
・2012年度事業実施計画
・2012年度収支予算
・規約改正

なお、総会に引き続いて、第1回委員研修会を予定しております。

今年度、自治会あるいは各種団体の代表として、人権・同和問題について取り組んでいただく委員の皆様には、年3回の研修会を予定しております。

今回は、啓発ビデオをご覧いただいて人権・同和問題についてご理解を深めて戴く学習を行いますので、参加していただけますようお願い致します。

(21時終了予定)

以上

人権は法律を超える

■ 国際連合憲章

前文

「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、」

■ 世界人権宣言

前文

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、…法の支配によって人権を保護することが肝要である…。」

すべて人が平等に持つ人権と人としての尊厳についての信念は、法律によって初めて認められるものではありません。国際連合憲章でも、世界人権宣言でも、この原則は明らかです。法律は人権をまもるものであって、法律によって人権が弄ばれるものであってはならないのです。国連が、その設立以来66年を通して、築きあげてきた人権の国際基準はこの信念と原則の上に成り立っているのです。法律でどうにでもできるものは、本当の意味で人権ではないのです。

ただ、人権は法律によって制限することはできるとする意見もありますが、それは民主主義に基盤を置いた社会をまもり、そこに生きる人びとの自由と人権を守るために必要最小限の制限であって、国家権力の都合で人びとに課せられる制限であってはならないのです。ナチス時代の法律は、人権を剥奪し、人を抹殺することを正当化するものでした。その結果「法律に従って厳正に対処したまです。」と躊躇なくジェノサイド（大虐殺）が行われたのです。

(国際人権ひろば2010.11No. 94を参考に編集)